

市町村は、地域連携保全活動計画の各実施主体が整理した活動の実施状況や成果等に関する情報を踏まえ、活動計画の実施状況を点検し、必要に応じて計画の目標や活動内容を評価し、見直しましょう。これらの作業を通じて、関係者の活動継続への意識の向上や活動の効果的な実施につなげましょう。

## 8-1 地域連携保全活動計画の実施状況の点検

地域連携保全活動計画の実施状況やその成果を把握するために、継続的なモニタリング調査を行いましょう。簡便なモニタリング方法を採用すると、多様な主体の参加を得て実施することができます。その際、「5-1 2) 現地調査の実施 (p.15～19)」で採用した調査方法の活用についても検討すると良いでしょう。

モニタリング調査で得られた情報の分析や評価に当たっては、専門家等の協力も得て科学的な知見を踏まえて実施しましょう。



## 8-2 地域連携保全活動計画の評価・見直し

モニタリング調査で得られた情報等を踏まえ、地域連携保全活動計画の実施状況を評価し、より良い活動となるよう、必要に応じて活動計画を見直しましょう。また、地域連携保全活動計画に記載していない活動を新たに行おうとする場合や、新たな団体が活動に参加しようとする場合等にも、活動計画の変更について検討しましょう。

特に、地域連携保全活動計画の内容に、自然公園法等の法律の特例措置の対象となる行為を伴う活動や、市町村森林整備計画に関わる活動が含まれている場合は、活動計画の変更の際にも、各法律に基づく各種行為の許可等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議（市町村森林整備計画の場合は市町村の担当部局との調整）が必要です。



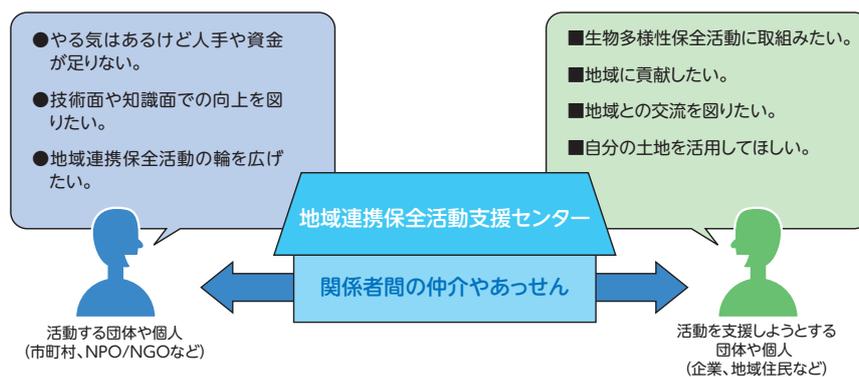
活動計画の変更を行わずに活動計画に記載していない活動を実施したり、上記の必要な手続きを行わずに地域連携保全活動計画の変更を行っていたりした場合には、各法律の処分の対象になる可能性があるため、十分注意しましょう。

「地域連携保全活動支援センター」は、関係者間における連携や協力のあっせん、必要な情報の提供や助言等を行う拠点です。生物多様性地域連携促進法では、地方公共団体が地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制の確保に努めることとされています。今後、各地で地域連携保全活動支援センター機能の確保が期待されています。

## 9-1 地域連携保全活動支援センターの機能

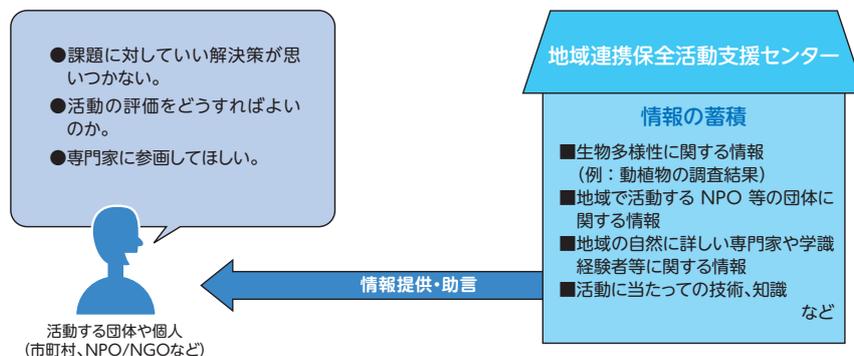
### ●関係者間における連携や協力のあっせん

地域連携保全活動を行おうとする団体や個人（市町村、NPO/NGO等）と、活動が行われることを希望する土地所有者や活動に協力しようとする者等、活動を支援しようとする団体や個人（企業等の事業者、地域住民等）を結びつけます。



### ●必要な情報の提供・助言

地域連携保全活動を行う団体や個人（市町村、NPO/NGO等）が必要とする情報の提供や助言を行います。地域に根ざした活動を担う人材の育成や、知識向上や技術習得のための講習会等の開催等も考えられます。



## 9-2 地域連携保全活動支援センターの機能の確保

地域連携保全活動支援センターの機能の確保については、広域的な視点から地域の生物多様性の保全施策を推進する都道府県による取組が期待されています。必ずしも新たな組織の設立や施設の整備は必要ではなく、既に関係者間の連携・協力のあっせんを行っているNPO/NGO等との連携や、既存の行政組織の活用等、それぞれの地域の状況に応じて機能を確保することが可能です。例えば、地方公共団体から業務委託や指定を受けた民間団体や既存の行政組織の出先機関が地域連携保全活動支援センターの機能を担う方法も考えられます。

